

平成26年10月1日制定

平成27年3月31日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(設置)

第1条 2025年問題への対処が喫緊の課題となっている現状に鑑み、地域包括ケアシステムの構築及び運用の支援、認知症である者又はその家族に対する支援、地域の特性に応じた適切な介護予防及び日常生活支援施策の推進等について、適切な助言及び提言を受け、もって本市における持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に資するため、郡山市2025年問題対策に係る介護予防・日常生活支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2025年問題 昭和22年から昭和24年までの間に出生した、いわゆる団塊の世代の全ての方が75歳を迎える平成37年（西暦2025年）以降、75歳以上の人口が急増することに伴って発生が懸念される諸問題をいう。
- (2) 地域包括ケアシステム 高齢者が尊厳を保ちつつ、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。
- (3) 介護予防・日常生活の支援 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策をいう。

(所掌事務)

第3条 アドバイザーは、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について必要な助言及び提言を行う。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築及び運用に対する支援に関すること。
- (2) 認知症である者又はその家族に対する支援に関すること。
- (3) 介護予防・日常生活支援の対策に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委嘱等)

第4条 アドバイザーは、介護予防及び認知症等に関する幅広い識見を有し、経験に基づいた適切な助言及び提言を行うことができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの定数は、1人とする。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様

とする。

(解職)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあっても解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき
- (2) アドバイザーに必要な適格性に欠けると認めたとき
- (3) アドバイザーを設置する必要がなくなったとき
- (4) 前条の規定に違反したとき

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、保健福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。